

伊予市介護保険事故報告に関する要項

平成29年3月10日

伊予市長寿介護課

1 趣旨

この要項は、愛媛県の介護保険サービス事業者の事故発生時の報告等に係る指針、伊予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年伊予市条例第25号）等の規定に基づき、介護保険サービス事業者（以下「事業者」という。）が、伊予市の区域内において又は伊予市の介護保険被保険者を対象とした介護サービス等（以下「サービス」という。）の提供により事故が発生した場合における伊予市への報告について必要な事項を定めるものとする。

2 事故の範囲

報告すべき事故は、事業者の過失の有無は問わず、利用者、入所者又は入院患者（以下「利用者等」という。）の自己過失及び第三者によるものを含め、次に掲げる場合とする。

- (1) サービス提供中において、利用者等が負傷した場合で次に掲げるもの
 - ア 医師の保険診療を要したもの
 - イ 負傷により利用者等の家族等から苦情が出ているもの
- (2) サービス提供中において、利用者等が死亡した場合で次に掲げるもの
 - ア 事故により死亡したもの
 - イ 病気により死亡したものであって、死因等に疑義が生じ、利用者等の家族等から苦情が出ているもの
- (3) サービス提供中において、利用者等の所在が不明になり、警察、消防署及びその他の公共機関に捜索願が出された場合
- (4) 食中毒、感染症等で法令により保健所等へ届出が義務付けられている事由が発生した場合
- (5) 職員（従業者）の犯罪、法令違反、不祥事等により利用者等の処遇に影響がある場合
- (6) その他伊予市が報告の必要があると認めた場合

3 報告の手順

- (1) 事業者は、事故の範囲に該当する事故発生後3日以内に、介護保険事故報告書（様式第1号）により、第1報を報告しなければならない。
- (2) 事業者は、事故発生後、おおむね2週間以内に、介護保険事故報告書（様式第2号）により、第2報を報告しなければならない。
- (3) 事業者は、事故処理の経過について、必要に応じて随時電話等で伊予市へ連絡しなければならない。
- (4) 事業者は、事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を伊予市へ報告し、処理が完結した時点で、介護保険事故報告書（様式第2号）により報告しなければならない。
- (5) 事業者は、必要に応じて伊予市から求められた資料を提供しなければならない。

4 報告書の提出先

伊予市市民福祉部長寿介護課 介護保険担当

5 事故発生時の対応及び事故後の対応

事業者は、愛媛県の介護保険サービス事業者の事故発生時の報告等に係る指針に基づき、必要な措置を講じなければならない。